

女性部会だより (For you)



佐藤 哲也
法人課税第1部門
上席国税調査官



山田 暁人
法人課税第1部門
総括上席国税調査官



堀田 茂能
法人課税第3部門
総括国税調査官



宮野 裕充
法人課税第2部門
総括国税調査官



田中 悟
法人課税第1部門
総括国税調査官

5 所得税
心身に加えられた損害につき支払いを受ける損害賠償

灯と比べ省エネかつ長寿命ではありませんが、蛍光灯型LEDランプは照明設備(建物付属設備)の効用を発揮するための1つの部品であり、かつその部品の性能が高まったことをもって、建物付属設備としての価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、蛍光灯型LEDランプ取替えの費用は修繕費として損金算入することができません。



ただし、これらの損害賠償金等のうちに、その被害者の各種所得の金額の計算上、必要経費に算入される

償金は、所得税法上、非課税とされています。このため、交通事故などの加害者から被害者死亡に対する損害賠償金を遺族の方が受け取った場合には、所得税は非課税となります。また、交通事故などために、被害者が治療費、慰謝料、損害賠償金などを受け取った場合も、所得税は非課税となります。

“をみな衆” 第25回 グループ別

6 贈与税・相続税
離婚により相手方から財産をもらった場合、通常、贈与税がかかることはありません。これは相手方から贈与を受けたものではなく、夫婦の財産関係の清算や離婚後の生活保障のための財産分与請求権に基づき給付を受けたものと考えられるからです。ただし、次

金額を補てんするための金額が含まれている場合には、その補てんされた金額に相当する部分については、各種所得の収入金額とされます。



のいずれかに当てはまる場合には贈与税が課税されます。①分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他すべての事情を考慮してもなお多過ぎる場合は、その多過ぎる部分②離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合は、離婚によってもらった財産すべて